

4.3 計画段階配慮事項の選定

滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）において、計画段階配慮事項の選定は、事業特性および地域特性についての情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することとされている。

本事業の事業実施想定区域の廃棄物の埋め立てを想定している谷地（以下、「対象谷地」という。）は、最寄の大澤集落からは尾根を隔てており、周辺の主要な市街地で観光資源でもある北土山・南土山の住居地は500m以上離れていることから、事業に伴い事業実施想定区域内から発生する騒音等の周辺住居等へ与える影響は小さいと考えられる。ただし、対象谷地は、主に北東方向に開けており、北東方向に広がる北土山・南土山の住居地は観光資源でもあり、景観に配慮が必要な地域である。また、対象谷地の植生は、既存資料調査によると主にヒノキを中心とした植林地であるが、動植物に係る重要な生息・生育環境の有無は不明である。事業の計画立案に当たっては、これらの地域特性を踏まえた環境保全を図っていくことが必要である。

そこで、「4.1 位置等に関する複数案の設定」において複数案を設定した構造物等の配置については、複数案間で眺望景観や自然環境への影響の程度が異なることから、影響の重大性に留意しつつ、これらの影響の差異が生じる項目に着目して計画段階配慮事項を選定することとした。

なお、その他の環境要素については、今後の事業計画の深度化に伴って適切に予測・評価を行い、周辺環境への影響に配慮した検討を行っていく。

以上の方針を踏まえて、事業特性および地域特性ならびに影響要因を勘案して選定した計画段階配慮事項の選定結果およびその理由は表 4.3 (1) ~ (2) に示すとおりであり、「土地または工作物の存在および供用」における計画段階配慮事項として、設定した複数案（建造物等の構造）間で影響の程度が異なると考えられる、「施設の存在」に係る植物（植生）および景観を選定した。

なお、今後の環境影響評価手続き（方法書段階）において、本配慮書での検討結果ならびに最新の事業特性、地域特性を踏まえ、環境影響評価項目の選定や影響の予測評価の方法を適切に行う方針である。

表 4.3(1) 計画段階配慮事項の選定結果およびその理由

環境要素		影響要因	周辺環境への影響有無 ^{注)}	複数案間の影響の差異	計画段階配慮事項の選定結果	計画段階配慮事項として選定した理由 または 選定しなかった理由
気象		—	—	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であるため、特異な気象、局地気象を生じる要因はないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 粉じん等	【工事中】重機の稼働	○	—	—	工事中および供用後の重機の稼働に伴って発生する排ガスおよび粉じんが発生する。ただし、対象谷地は、最寄の大澤集落からは尾根を隔てており、周辺の主要な市街地である北土山・南土山の住居地は500m以上離れていることから、影響は限定的であると考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	【工事中】工事用車両の走行 【供用後】発生車両の走行	○	—	—	工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴って排ガス等が発生する。ただし、車両台数は限定的であるため重大な影響は生じないと考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
騒音・振動		【工事中】重機の稼働 【供用後】埋立作業	○	—	—	工事中および工作物の供用後の重機の稼働に伴って騒音および振動が発生する。ただし、対象谷地は、最寄の大澤集落からは尾根を隔てており、周辺の主要な市街地である北土山・南土山の住居地は500m以上離れていることから、影響は限定的であると考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
		【工事中】工事用車両の走行 【供用後】発生車両の走行	○	—	—	工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴って騒音および振動が発生する。ただし、車両台数は限定的であるため重大な影響は生じないと考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
悪臭		【供用後】施設の使用	△	—	—	本事業で受入れを予定する産業廃棄物は主に性状の安定した建設副産物であり、悪臭の影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
電波障害		—	—	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、周辺地域の電波環境に影響を及ぼす高さの構造物は設置しないことから、電波障害は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
水象		—	△	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、流域面積はほとんど変化しない。また、造成工事による雨水の地下浸透力の低下や森林の蒸発散機能の低下により、合流先の次郎九郎川や田村川の水象（流速・流量）に変化を生じる可能性があるが、河川流域に対する事業地の面積比を考慮すると、その影響は軽微と考えられる。さらに、豪雨時には、下流河川の洪水被害低減のため、増加する流出量分を防災調整池で一時貯留を行い、河川への影響が無い流量（許容放流量）以下に流量調整を行って放流することで、洪水被害の低減を図ることから、重大な影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
水質	水の濁り	【工事中】土地の改変	○	—	—	造成工事に伴う樹木の伐採等によって裸地面が発生し、また造成地の存在により雨水が地中に浸透しにくくなることにより、降雨時に下流河川に濁水が流出する可能性がある。そのため、施工に当たっては、仮設沈降池や敷地の流末部に防災調整池を構築した後に造成工事を開始することで、工事中および供用後の濁水の影響は低減できると考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
		【供用後】浸透水の放流	○	—	—	受入れを予定する産業廃棄物は性状の安定した建設副産物等を想定しており、国の基準でも浸透水を処理する施設を設置する必要のない施設である。また、浸透水の流出防止施設として埋立地最下段に土堰堤を設置することから河川への流出は想定されない。更に、水の濁りを生じるおそれのある違反した廃棄物の混入を防ぐために、受入れ時の展開検査のなど、国の基準を順守し、これらの対策は複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
	水の汚れ	【供用後】浸透水の放流	○	—	—	樹木伐採や造成地の存在により、表流水の増加や土壌のろ過機能の低下、植物による栄養塩利用の減少などによって、表流水の水質が変化する可能性があるが、汚染物質の発生は想定されない。また、受入れを予定する産業廃棄物は性状の安定した建設副産物等を想定しており、国の基準でも浸透水を処理する施設を設置する必要のない施設である。また、浸透水の流出防止施設として埋立地最下段に土堰堤を設置することから河川への流出は想定されない。更に、水の濁りを生じるおそれのある違反した廃棄物の混入を防ぐために、受入れ時の展開検査や定期的な浸透水の水質調査の実施など、国の基準を順守することから、下流河川の水底の汚れに係る重大な影響は生じないと考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
水底の底質	泥土・漂砂・底質の汚れ	—	△	—	—	「水質（水の濁り）」の項で前述するように、濁水対策を実施することにより、下流河川の泥土や漂砂への影響は低減される。水質（水の汚れ）の項で前述するように、国の基準を順守した廃棄物の受入れを順守することから、下流河川の水底の汚れに係る重大な影響は生じないと考えられ、複数案間で影響の差異が生じないと考えられる。さらに、底質の汚れに比べ環境影響が現れやすい「水質（水の汚れ）」については、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
地下水	水位・流れ	—	△	—	—	事業実施想定区域の下流側は、すぐに次郎九郎川や田村川に接続しており、それらの河川により地下水脈が分断されている。そのため、同じ水脈の地下水を使用する民家等は存在しないと考えられ、事業の実施に伴う地下水（水位・流れ）に与える重大な影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	水質	—	△	—	—	工事における樹木伐採や造成地の存在により、表流水の増加や土壌のろ過機能の低下、植物による栄養塩利用の減少などによって、地下水質が変化する可能性があるが、地下水の汚染は想定されない。また、受入れを予定する産業廃棄物は性状の安定した建設副産物等を想定しており、国の基準でも浸透水の地下への漏出を防ぐ施設を設置する必要のない施設である。更に、水の濁りを生じるおそれのある違反した廃棄物の混入を防ぐために、受入れ時の展開検査や定期的な地下水の水質調査の実施など、国の基準を順守することから、重大な影響は生じないと考えられる。さらに、地下水に比べ環境影響が現れやすい「水質（水の汚れ）」については、方法書以降の手續きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。

注) 現時点で想定する事業計画を踏まえた、周辺環境への影響の可能性区分（現時点の想定）を示す。なお、今後作成する方法書では、○または△を示す項目の中から、必要な環境影響評価項目の選定を検討する方針である。

○：周辺環境への影響が生じる可能性がある △：地域特性及び事業特性によっては周辺環境への影響が生じる可能性が考えられる —：周辺環境への影響が生じることは考えにくい

表 4.3(2) 計画段階配慮事項の選定結果およびその理由

環境要素		影響要因	周辺環境への影響有無 ^{注)}	複数案間の影響の差異	計画段階配慮事項の選定結果	選定した理由 または 選定しなかった理由
地形および地質 (重要な地形および地質)		—	—	—	—	事業実施想定区域周辺に重要な地形および地質は存在しない。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
地盤	安定性	【供用後】施設(廃棄物貯留構造物(法面))の存在	○	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、地形の変更は最小限に留める。また、今後の詳細設計の段階で地質調査を適宜実施し、安定性に影響があると認められる場合には、必要に応じて地滑り防止工や沈下防止工を施し、地盤の安定性に重大な影響が生じないように留意するが、計画段階において、法面の安定性の予測は困難である。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
	地盤沈下	—	△	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、地形の変更は最小限に留める。また、地盤の安定性に重大な影響が生じないように留意する。また、施設(埋立地)の存在により地盤沈下が発生しても、その影響は事業地内に限定され、周辺地域への影響は想定されない。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
土壌(汚染・機能)		—	△	—	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、発生土は極力敷地内で再利用するほか、持ち込む客土も土壌汚染のおそれのない物を利用する。受入れを予定する産業廃棄物は性状の安定した建設副産物等を想定しており、違反した廃棄物の混入を防ぐために、受入れ時の展開検査や定期的な浸透水の水質調査の実施など、国の基準を順守する。更に、埋立終了後は国の基準に従い適切な維持管理を行ったうえで、最終処分場の廃止手続きを行うことより事業の実施に伴う土壌汚染に係る重大な影響は生じないと考えられる。また、事業者が所有する土地以外はほとんど改変せず、産業廃棄物の最終処分場以外の用途を見込んでいない。事業の実施に伴う大規模な土壌の流出は想定されず、周辺地域の土壌機能に与える重大な影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
動物(重要な種および注目すべき生息地)		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	—	構造物等の配置の複数案間で影響に差異が生じる可能性があるが、既存資料調査では、事業実施想定区域周辺における重要な動物種の具体的な生息情報は得られなかった。また、動物の注目すべき生息地への影響については、計画段階配慮事項に選定した植物(植生)の予測により、間接的な把握が可能と考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、特に重要な種については、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
植物	重要な群落	【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	○	土地の改変が、事業実施想定区域の動植物の生息・生育環境に及ぼす影響の程度は、構造物等の配置の複数案に応じて変化すると考えられる。動植物の生息・生育基盤である植生に注目することで、当該影響を間接的に予測することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
	重要な種	【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	—	構造物等の配置の複数案間で影響に差異が生じる可能性があるが、既存資料調査では、事業実施想定区域周辺における重要な動物種の具体的な生息情報は得られなかった。また、植物の生育環境の影響については、計画段階配慮事項に選定した植物(植生)の予測により、間接的な把握が可能と考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、特に重要な種については、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
生態系(地域を特徴づける生態系)		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	—	構造物等の配置の複数案間で影響に差異が生じる可能性があるが、既存資料調査では、事業実施想定区域周辺における具体的な生態系の構成種の生息・生育情報は得られなかった。また、生態系の基盤環境の影響については、計画段階配慮事項に選定した植物(植生)の予測により、間接的な把握が可能と考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
景観		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	○	対象谷地は、主に北東方向に開けており、北東方向に広がる北土山・南土山の住居地は観光資源でもあり、景観に配慮が必要な地域である。土地の改変および工作物の存在が、北土山・南土山の住居地からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、構造物等の配置の複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。さらに、方法書以降の手続きにおいては、周辺地域の山なみ景観との関係に注目し、調査、予測および評価を行う方針である。
人と自然との触れ合いの活動の場		—	△	—	—	事業実施想定区域近傍には周知の人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
廃棄物等		【工事中】土地の改変 【供用後】施設の存在	○	○	—	本事業は自然の谷地形を可能な限り活用した計画であり、発生土は極力敷地内で再利用する計画としている。発生する土壌や木くずなどの廃棄物については、可能な限りリサイクルを行って減容化するとともに、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じることにより、環境への影響の低減を図る方針とするが、計画段階において、廃棄物の発生量の予測は困難である。また、施設の稼働により建設系安定型廃棄物を処理に貢献する。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
温室効果ガス		【工事中】土地の改変・重機の稼働 【供用後】施設の供用	○	○	—	工事中および工作物の供用後の重機の稼働、工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う温室効果ガスの発生が想定される。また、土地の造成に伴う樹木伐採により温室効果ガスの吸収量の低下が、施設廃止後の植樹により吸収量の増加が見込まれるが、これらの造成や植栽等の側面において、複数案間で影響の大きな差異は生じないと考えられる。なお、受入れ対象廃棄物は性状の安定した安定型産業廃棄物であることから、埋立廃棄物の分解等に伴う温室効果ガスの発生はほとんどないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しないが、方法書以降の手続きにおいて、調査、予測および評価を行う方針である。
放射線の量		—	—	—	—	放射性物質に汚染された廃棄物を受入れないことから、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
文化財		—	—	—	—	事業実施想定区域には周知の文化財および埋蔵文化財包蔵地は存在しない。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
伝承文化		—	△	—	—	事業実施想定区域には周知の伝承文化は存在しない。また、周辺の集落から一定の距離があり、伝承文化への重大な影響は生じないと考えられる。以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。

注) 現時点で想定する事業計画を踏まえた、周辺環境への影響の可能性区分(現時点の想定)を示す。なお、今後作成する方法書では、○または△を示す項目の中から、必要な環境影響評価項目の選定を検討する方針である。

○：周辺環境への影響が生じる可能性がある △：地域特性及び事業特性によっては周辺環境への影響が生じる可能性が考えられる —：周辺環境への影響が生じることは考えにくい